

免除・納付猶予・学生納付特例の手続きを行った方へのご案内



免除・納付猶予・学生納付特例の審査結果について

■ 承認結果について

申請後、日本年金機構から**概ね2～3カ月後**に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、審査結果（承認通知）で、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、**あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。**

※ 全額免除・納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 申請が却下になった場合

保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、年金事務所に連絡してください。



申請期間の年金の取り扱い

保険料の**免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間**があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の**年金額が少く**なります。

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
納付猶予	○	×	○



老後の年金額を増やしたい場合には？

- 免除された保険料は**10年以内**であれば**追納**（後払い）することができます。追納する場合は、年金事務所で申し込みが必要です。詳細は年金事務所にお問い合わせください。



継続申請を希望された方

- **来年度以後、年度毎に申請が必要**となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 納付猶予のみ

継続申請

全額免除および納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合



学生納付特例を申請された方

- 申請は毎年必要です。ただし、一度承認を受けた方の在学予定期間を確認できた場合は、3月末ごろに年金事務所から更新の案内が送付されます。
- 届かない場合は市区町村窓口で申請するか年金事務所へお問い合わせください。
- なお、申請が遅れると障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、早めの申請をお勧めします。



法定免除の届出をされた方

- 約1ヵ月後、年金事務所より免除該当通知が送付されますので、必ず通知内容をご確認ください。
- 生活保護を受給している方は、生活保護が終了したときにも届出が必要です。
- 今後、厚生年金に加入したり、厚生年金加入者の被扶養配偶者になったあとに再び国民年金に加入するとき、引き続き法定免除に該当する方は、再度、法定免除の届出が必要です。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>